

ジェネシス訴訟 端緒情報

火災保険で修理ができるという触れ込みで、見積もりをして保険金請求をサポートするというもの。保険金の下りてから着工するのに、請負工事の違約金が保険金額（工事代金）の40パーセントとなっている。契約書にはそのことは書いていないが、重要事項説明書という書面に記載がある。

工事の見積書はもらったが、保険金の請求事務をその会社に頼んだことはない。

（2020年 匿名）

ジェネシス訴訟 相手方サイト

火災保険の達人



火災保険適用で
屋根 雨樋 外壁を

0円で修理
実質負担
します!

今なら現地調査(無料)で
QUOカード500円分プレゼント!!

30秒でOK! 無料相談はこちら

破損箇所

火災保険に
加入していますか?

お名前

お電話番号

メールアドレス

*全て必須項目となります

無料の現地調査を申し込む →

施工事例

雨樋修理・屋根修理・カーポートなど、
実際に火災保険を適用して自己負担無しで施工した例です。

屋根修理



修理見積 **835,200円** → **保険認定により** 持ち出しの自己負担額 **0円**

**お喜びの声を
多数頂いております!**



最初にお話を伺った時はシステムそのものが理解できませでしたが、布市様と何度も話すうちに理解出来同意致しました。
工事の進行もスムーズで又、気にしていた出来映えも重みがあり満足致しております。今後につきましてもしもその際はお断りしたく思っております。
布市様本当にありがとうございます。
八王子市 1様

2020年度 施工実績
1500件以上
累計 1万5000件

お客様満足度
92%

保険適用率
90%

今なら
無料の現地調査で
**QUOカード
500円分
プレゼント!!**

**30秒
でOK!**

メールでの
無料相談はこちら →

ジェネシス訴訟 相手方サイト

でも、なぜこんなにお得なのに
火災保険申請は
利用されていないの？



理 由 は

個人での火災保険申請は難易度が高く

スムーズな請求は
ほぼ不可能だからです...



個人での手続きは本当に大変！

- ・見慣れない複雑な必要書類
- ・鑑定人との交渉
- ・修繕箇所の写真撮影
- ・請求可否の判断 など

し か も

知識不足による
見落とし
交渉不足などで

減額

もしくは

全く支払われない

というケースも...



個人での請求は失敗のリスクが高い

- ・経年劣化と判断され減額されてしまった
- ・写真の証拠がないため認めてもらえなかった
- ・交渉次第ではもらえるはずなのに知識不足で請求を見送ってしまった
- ・結局、自己負担が発生してしまった

このような問題を
解決するのが...



火災保険の達人

調査・保険・工事の エキスパート集団

初回調査～火災保険申請～完了まで

ジェネシス訴訟 注意喚起情報

[2021年11月15日:更新]
[2021年9月2日:公表]

保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！－申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を 保険金の請求は、加入者ご自身で！！－

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートする」など、「保険金を使える」と勧誘する住宅修理サービス（注1）に関する相談が急増しています。

国民生活センターでは、過去複数回にわたって同様のトラブルに関する注意喚起（注2）を行いました。その後も相談件数は増加傾向が続いております。2020年度の相談件数は2019年度の2倍以上となり、2021年度も前年同期を上回る相談が寄せられています（図）。災害で被害を受けた直後でなくとも、過去の災害で被害のあった地域に勧誘を行うケースもみられ、注意が必要です。

図. PIO-NET（注3）における「保険金を使える」と勧誘する住宅修理サービスの年度別件数



火災保険・地震保険

「保険を使って無料で修理します」と

勧誘を受けた時に **トラブル** に遭わないための **ポイント!**

すぐに契約しないで、まずはチェック

Check 1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を!

- 保険金の請求は、**ご自身で簡便**に行うことができます。
- 壊れた原因・物が保険の補償対象になるか**ご自身で確認**しましょう。うその理由で保険金請求をすると**詐欺に該当する場合があります、トラブルに巻き込まれる可能性**があります。

<消費生活相談事例>

- 保険金申請代行業者が訪問し、**台風や大雨で被害を受けたこと**にして**保険金を請求できると勧誘**され契約したが、問題はないか。

Check 2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

- 修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で、**高額な請求を受ける可能性**があります。

<消費生活相談事例>

- 火災保険で雨どいの修理ができると来訪した業者に保険金請求を依頼した。その後、**修理をしないと伝えたら30%の違約金を請求**された。

ご心配・ご不安なことがあれば。。。 一人で悩まず、**消費者ホットライン188**にご相談ください。

ジェネシス訴訟 提訴前のやりとり

第11条（契約無効及び解除の取扱）

2 クーリングオフが適用される場合を除き、甲が建物改修工事請負契約書第7項の支払期限（保険金受領後7日以内）までに履行しないことにより乙が本契約を解除した場合は、保険会社より支払われた**保険金の20%を違約金として、さらに保険金の20%を調査見積費用として支払うものとする**

2020/11/24COJ申入れ
削除することを求めます

2020/12/24相手方回答

（2）違約金条項について
申入れの趣旨は理解しておりますが、当社が行っている火災保険を活用した改修工事サービス（以下「本件サービス」といいます。）におきましては、**相当の違約金条項を設けることでビジネスとして成立しているため、何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。**

※免責条項等についても申入れを行っていますが、違約金条項以外については12/24回答にて概ね受け入れられたためここではやりとりを割愛。

2021/3/29オンラインにて相手方回答

現在の、「保険金の20%を違約金」、「保険金の20%を調査見積費用」との規定を「**保険金の15%を違約金**」、「**保険金の20%を調査見積費用**」との規定に変更いたします。

2021/5/24COJ申入れ
貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えないものと貴社が判断された具体的な根拠資料を当機構にご提供ください。

2021/7/12相手方回答

①現場調査のための交通費・・・⑨紹介者への紹介料支払

※以降のやりとり平行線のため提訴

ジェネシス訴訟 提訴

消費者契約法第9条第1号による無効

- (1) 本件契約は、事業者である被告が、消費者との間で締結する請負契約であるから、消費者契約法が適用される。
- (2) 消費者契約法第9条第1号では、消費者契約を解除した場合に、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定めは、これらを合算した額について、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められている。

この点、前記3項記載のとおり、本件約款第11条第2項では、工事着工前の解除であるにもかかわらず、請負代金相当額となる保険金の合計35%もの金額を支払うことが定められているのであり、この時期に生じる被告の平均的損害は、同金額には及ばないものと考えられる。

- (3) したがって、本件約款第11条第2項は、平均的な損害を超えた損害賠償額の予定及び違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項であるから、平均的な損害の額を超えた部分については無効である。



※写真は12月15日の記者会見の様子

ジェネシス訴訟 被告の認諾

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、建物改修工事請負契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはいならない。

記

消費者が請負代金を支払期限までに支払わないことにより被告が契約を解除した場合、消費者が被告に対し、保険会社より支払われた保険金の15%を違約金として、さらに保険金の20%を調査見積費用として支払うものとするとの意思表示

- 2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはいならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

ジェネシス訴訟 提訴後のやりとり

- ① 2021年12月6日 差止請求書を郵送。
- ② 2021年12月15日 差止請求訴訟を提起。同日記者会見実施。
- ③ 2021年12月15日 代理人弁護士より裁判外での交渉の連絡あり。
- ④ 2022年1月5日 代理人弁護士より提案書と11月29日付で依頼した合意書の返信あり。
- ⑤ 2022年1月11日 代理人弁護士より電話にて打合せの依頼あり。
- ⑥ 2022年2月3日 オンライン協議①
- ⑦ 2022年2月7日 第1回目期日。
- ⑧ 2022年3月7日 オンライン協議②
- ⑨ 2022年3月22日 第1回弁論準備手続期日
- ⑩ 2022年3月29日 オンライン協議③
- ⑪ 2022年4月25日 第2回目期日（認諾で終了）

※ **認諾**とは、民事訴訟で被告側が原告の請求を正当と認め、裁判を終わらせることをいう。

民事訴訟法 第267条第1項

（和解調書等の効力）

和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

ジェネシス訴訟 公表と注意喚起

【2022年4月25日：掲載】

「保険を使って無料で住宅修理」を謳う業者（株式会社ジェネシスジャパン）に対する差止請求訴訟の終了について

当機構は、火災保険を利用する工事請負契約に関して、着工前の契約解除において、保険金（工事代金と同額）の合計35%を消費者が支払う旨の約款の定めが、平均的な損害を超えた損害賠償額の予定及び違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項であるから、平均的な損害の額を超えた部分については無効であるとして、株式会社ジェネシスジャパンに対し、令和3年12月15日、当該不当条項に係る意思表示等の差止めを求める訴訟を提起しておりましたが、令和4年4月25日の期日において、同社が当機構の主張の全てを認め、請求を認諾したことにより、本訴訟が終了したことをご報告いたします。

なお、近年、「保険金が出るようにサポートする」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が急増しています。しかし、保険金の請求はご自身で簡単にできる手続であり、業者によるサポートは必ずしも必要ありません。このような勧誘にはご注意ください。

「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約のトラブルについては、当機構ホームページ下記をご参照ください。

▶ http://www.coj.gr.jp/consumers/caution_181108_01.html

※相手方の「認諾」により終結。
※相手方は「新たな事業スキーム」を模索したいとのことであったが、その協議には踏み込まず、消費者への注意喚起とともに公表して終了。

消費者のみなさんへ

「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブルにご注意ください。

「保険金を使って、住宅を修理しませんか」と勧誘する業者に対するトラブルが急増しています。（国民生活センターの資料によると2008年度頃から相談が寄せらる。2020年度は5,447件で前年度の倍。2021年度も増加傾向）

特徴としては、「保険金の範囲内で修理するから自己負担はない。保険申請は代行する。」など、「無料」を強調して訪問販売等で消費者を勧誘していることです。

トラブル例

- 自己負担ゼロを強調し、強引に契約させられた。
- クーリングオフをしようとする手数を支払えと言われた。
- 解約するというと、解約料として、保険金の50%を請求された。
- 保険金を支払ったのに、工事を行わない。

このような業者から勧誘された場合には、**ご契約前**にご加入の損害保険会社または代理店にご相談されることを推奨いたします。

既に契約してしまった場合は、消費者ホットライン☎188へ相談してください。また、契約書等をお持ちの場合には、当機構へも情報提供をいただけますようお願いいたします。